

○障害者控除対象者の認定申請について○

○概 要

・申請できるかた

- ① 65 歳以上で要介護認定を受けている方(控除を受けたい年の 12 月 31 日時点で)
- ② ①のかたを所得税等の控除対象扶養親族にしている人

認定された場合、認定された内容に応じて、65 歳以上で介護認定を受けている本人、及びその本人を所得税等の控除対象扶養親族にしている人の所得税・住民税の控除が受けられます。

控除を受けるにあたっては、当該認定書をもって、確定申告・年末調整をする必要があります。(詳細については、税務課市民税係へご確認ください。)

障害者手帳とは違い、上記の用途のみでの使用となります。

なお、控除を受けようとする年毎に申請が必要です。

○申請する際の確認・注意点

- ① 上記の要件に該当していることを確認してください。
- ② 控除を受けたい年の 12 月 31 日時点の情報で判定するため、最も近い年の認定結果については、翌年の 1 月以降に結果が送付されますのでご注意ください。
(例：平成 27 年分が必要＝平成 28 年 1 月以降に発行可能)
なお、死亡された場合は死亡日時点での判定となります。
- ③ 過年度分は平成 21 年から申請できます。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以前に死亡している場合は発行できません。(要綱の制定が平成 21 年 4 月 1 日からの為です。)
- ④ ダウンロードした申請書に別添記入例のとおり本人及び申請者の情報を記入し、本人印と、申請者印を押印のうえ、郵送で、または直接窓口にご提出ください。
窓口で申請される場合は、申請者及び本人のハンコと、身分証明として対象者ご本人の介護保険被保険者証をご持参ください。
- ⑤ 認定書は即日交付ができません。
判定にあたっては、介護認定申請・更新時の認定調査票の状況を基に、要綱で定められた基準に則し、要否結果が出ます。結果については申請より 1 週間程度で申請者へ送付されます。